

プラチナ・カード®

スマートフォン・プロテクション補償規定

カード会員であるあなた（以下「あなた」といいます。）には、次の条件を満たす場合に、偶然な事故によるスマートフォン（*1）の破損（*2）による損害について、修理費用を補償する保険がつきます。

- ・保険事故発生時点で直近3回連続してプラチナ・カード（以下「カード」といいます。）を使って、あなたの所有する対象となるスマートフォンの通信料を決済していること
- ・保険事故発生時点で、スマートフォン購入後24ヶ月以内であること
- ・偶然な事故によるスマートフォンの破損により修理をしていること、または、修理が困難な場合は、同種同等のものを再調達していること

ただし、補償額はカード会員1名につきスマートフォン「1台のみ」を対象とし、年間総支払限度額の10万円まで、（1回の事故につき自己負担額1万円が適用されます。）となっています。総支払限度額の範囲で保険期間中何回でもお支払いいたしますが、総支払限度額は事故発生後復元することはありません。

補償内容はChubb損害保険株式会社（以下「チャブ保険」といいます。）とアメリカン・エキスプレス・インターナショナル ,Inc.（以下「アメリカン・エキスプレス」といいます。）が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

補償を受けられる人（被保険者）

この保険によって補償を受けられるのは、「対象となるスマートフォン」（*1）を所有するプラチナ・カード会員（本人）の方々です。家族カード会員の方は対象となりません。

保険期間

4月1日午前0時より1年間とします。

対象となるスマートフォン

以下の条件を満たす、あなたの所有する対象となるスマートフォン（1台）（*1）に偶然な事故による破損（*2）が生じた場合に補償されます。

- ・保険事故発生時点で、対象のスマートフォンの通信料を「カード」で直近3回連続の決済がされていること
- ・補償の対象となるスマートフォンは購入後24ヶ月以内のものであること

（*1）対象となるスマートフォンとは：一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。また、被保険者が所有するものであり、且つ、購入日時を領収書等で確認することができるものに限りです。

（*2）破損とは：不測かつ突発的な事故により、保険の対象となるスマートフォンの外装部分に生じたガラス割れ、亀裂、さけ傷、しわ、はがれ、へこみ等の損傷による損害をいいます。これらの外装部分の損傷が無く、保険の対象となるスマートフォンの内部にのみ生じた損傷（バッテリーの損傷、経年劣化等）に起因する損害は破損とみなさず、対象となりません。

ご注意

この保険には、他保険優先払いの規定が適用されます。対象となるスマートフォンに損害が発生したとき、請求が可能な他の保険がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エクスプレス保険ホットラインまでご通知ください。他の保険からの回収金額が損害額に満たない場合で保険金をお支払いできる場合には、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

特典の譲渡禁止

この保険によりあなたが受ける特典は、チャブ保険の書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。チャブ保険の承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

補償の限度

チャブ保険が補償する金額は、あなたが実際に対象のスマートフォンを修理した際に要した費用から自己負担額（1万円）を控除した残額となります。

なお、各被保険者の方毎に保険期間中（1年間）総支払限度額（10万円）が設定されています。修理可能な損害については、保険金額（10万円）を限度として修理代金実費から、自己負担額（1万円）を控除した額が補償額となります。ただし1回の事故について1万円の自己負担額（免責金額）が適用されます。

主な支払例

1 回目の事故：修理代金実費－自己負担額 1万円＝補償額（*3）

2 回目以降の事故：修理代金実費－自己負担額 1万円－補償支払額（*4）＝補償額（*3）

他保険で支払済みの場合：修理代金実費－他保険お受け取り額－自己負担額 1万円＝補償額（*3）

（*3）補償額は総支払限度額 10万円が限度となります。

（*4）この保険ですすでにお支払いした支払額をいいます。

この保険による補償の対象とならない主な場合

(1) 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。

- a. 会員または保険金を受け取る方の故意、
- b. 盗難、盗難から発見されたのちに保険の対象となるスマートフォン（以下「端末」といいます。）に発見された時点で生じていた破損または汚損、
- c. 水濡れ、水没、
- d. 電氣的、機械的事故、
- e. 端末の製造業者の保証期間中に生じた製造業者の責任において修理されるべき損害またはその場合、
- f. 端末の販売業者または通信業者の提供する端末の補償で修理等、保険の対象である端末の原状回復を受けられる損害またはその場合、
- g. 端末内のバッテリー、内蔵部品等に起因して生じた損害、
- h. 端末の付属物等に起因して生じた損害、
- i. 保険の対象である端末の汚れ、擦損、搔き傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷、
- j. 保険事故発生時点で、当該保険の対象の通信料を直近3回連続の決済が確認できない場合、

- k. 保険事故発生時点で、購入後24ヶ月を超えている端末,
 - l. 購入後24ヶ月以内であることを購入時の領収書等で確認できない端末,
 - m. 被保険者以外の所有する端末,
 - n. もっぱら業務の用にのみ使用する端末,
 - o. 端末内のデータ、アプリケーション、クラウドに格納されている等のデータの紛失・喪失に起因するすべての損害,
 - p. 貿易制裁等を受ける者の所有するスマートフォンの損害に起因して、この保険の提供により、保険契約者であるアメリカン・エクスプレスまたはこの保険の引き受けを行う引受保険会社が、制裁を受ける可能性があるすべての事由が確認される場合,
 - q. サイバー損害による端末の損害,
- (2) 上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
- a. 被保険者、法定代理人の故意・重大な過失、法令違反、被保険者と同一世帯の親族の故意,
 - b. 自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食その他類似の事由等,
 - c. 欠陥,
 - d. 加工をほどこした場合,
 - e. 戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等,
 - f. 公権力の行使,
 - g. 核燃料物質、核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性に随伴して生じた損害,
 - h. 修理、詐欺、横領,
 - i. 置き忘れ、紛失,
 - j. 水災、地震、噴火、津波,
 - k. 修理費用が1万円以下の場合
 - l. 複数回のご請求がある場合において、総支払限度額を超過する場合等

その他、補償内容の詳細については

アメリカン・エクスプレス保険ホットライン【0120-234586／通話料無料／9:00 から 17:00／土日祝休】までお問い合わせください。

損害発生の際の補償請求などについて

- (1) 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エクスプレス保険ホットライン（アメリカン・エクスプレス保険ホットライン 0120-234586／通話料無料／9:00 から 17:00／土日祝休／引受保険会社 Chubb損害保険株式会社）に連絡をとり「保険金請求書」を入手するとともに、手続きについてお問い合わせください。
- (2) チャブ保険より送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、必要な書類（修理見積書、購入時の領収書、カードご利用代金明細書（決済表記内容によっては、これに加えて別の資料をご提示いただく場合があります。）、損害写真あるいは請求書など）を添えてチャブ保険に遅滞なくご提出いただくことが必要です。

(3)また、チャブ保険は現金による支払いをいたしますが、各被保険者のスマートフォン毎に設定されている総支払限度額（10万円）を超えて補償されることはありません。

代位

損害が第三者の行為によって生じた場合においてチャブ保険がこの保険による補償を支払ったときは、チャブ保険は損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利について、支払額を限度として取得します。

損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。

準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行なわれたものであり、カード会員がチャブ保険に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エクスプレスに保管されております。

*本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約の規定に基づきます。

<事故のご連絡先>

アメリカン・エクスプレス保険ホットライン

0120-234586（通話料無料/9:00～17:00/土日祝休）

（書類のご返送先／引受保険会社内）

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

Chubb 損害保険株式会社

損害サービス部

本規定の記載内容は2021年3月現在となります。